

第三章 砂の有機不純物試験に関する標準方法

第十條 総則

天然砂中に於ける有機不純物の存在を概略的に試験するには本標準方法に依るべし。

第十一條 試料

砂の代表的試料は四分法又は試料分取器に依り採取すべし。其の量は約 500 gr とす。

第十二條 試験方法

(1) 試料を目盛せる 200 cc 入無色硝子罐に 100 cc の所まで入れ、之に苛性曹達の 3% 溶液を加へ砂と溶液との全容量を 155 cc とすべし。

(2) 罐に栓をなし充分振盪し 24 時間放置したる後砂の上部に於ける溶液の色を次項の標準色溶液と比較すべし。

標準色溶液は 10% アルコールにタンニン酸 2% を溶解せる溶液 2.5 cc を、苛性曹達 3% の水溶液 22.5 cc に加へて上記硝子罐に入れ、24 時間放置したる後更に 25 cc の水を加へたるものとす。

(3) 標準色溶液に依らざる場合には下記の標準色見本に示せる暗橙色と比較すべし。

標準色見本

